

新ストップ！過労死 2022 年 1 月 29 日発行 全国ニュース 第 11 号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL: 03-3813-6909 FAX: 03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL: 06-6364-3300 FAX: 06-6364-3366

◆HP: <http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】—現代日本の病理—

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博

新年早々私の事務所から徒歩10分ほどの場所で、実に痛々しい事件が発生した。1月15日は土曜であったが、所用のため私は午前9時過ぎに私の事務所に行くため、地下鉄本郷三丁目に降りたところ、警察官が固い表情で警備に当たっていた。何があったのか、そのときにはわからなかったが、事務所に着いてまもなくして、午前8時半頃、東大農学部正門前で共通テスト受験生らがナイフで刺されたという事件を知った。おそらく、長い入学試験の歴史の中でも前代未聞の出来事だったと思う。犯行に及んだのが名古屋市内から来た17歳の高校生だと聞き、さらにびっくりした。

この事件は、少年による犯行なので、その全容を知るのは関係者以外にはなかなか困難であるが、事件の背景には、小さいころからの激しい受験競争のひずみがあることは間違いないだろう。そして、その過度の競争システムと学生の心身の疲労は、職場における際限ない経済競争の中で過労・ストレスに苦しむ労働者の状況と通底するものがあると思う。

そしてまた、昨年来、東京や大阪で繰り返し発生している放火・殺人事件がこの少年の心理に影響を与えたことも、おそらく間違いないだろう。昨年8月に小田急線の列車内で、昨年10月に京王線の列車内で相次ぎ乗客が全く面識のない他の乗客を襲い刺傷した事件は、現代社会の暗部の一断面を示した。そして、昨年12月に発生した大阪の精神科クリニックでの放火殺人事件は、働く人々をサポートする医療機関での出来事であり、労働者の健康問題に携わる私にとって、その衝撃は、とても大きなものであった。

今年になってから例年の1月以上に、過労死の相談、特に過労自殺の相談が続いている。若い人の事例もあれば、働き盛りの人々の事例もある。亡くなった人のメモや遺書を新年早々から見るにつけ、今、我が国では、傷つき、孤立し、生きることに行き詰まっている労働者が、コロナ禍の中で広がっていると痛感する。

このような社会の病理が深まる中で、過労死・過労疾病・ハラスメントをなくそうとする活動は、ますます重要になっていると思う。今年も当センターとして、力を尽くしていきましょう。



<目次>

- ・ 過労死等防止対策の推進について・・・・・・4
厚生労働省労働基準局総務課長 石垣 健彦
- ・ 遺児交流会ご報告・・・・・・4
遺児交流会世話人 渡辺 しのぶ
- ・ 全国過労死を考える家族の会活動報告～過労死根絶を訴え30年～・・・・・・6
全国過労死を考える家族の会 代表世話人 寺西 笑子
- ・ 北海道過労死を考える家族の会活動ご報告・・・・・・6
北海道家族の会代表 村山 百合子
- ・ 2021 京都労災被災者家族の会報告・・・・・・7
京都労災被災者家族の会代表 中畠 清美
- ・ 過労死弁護団の2021年活動報告・・・・・・8
過労死弁護団全国連絡会議幹事長 弁護士 玉木 一成
- ・ 過労死防止大綱2021年改定について・・・・・・9
過労死等防止対策推進協議会委員 弁護士 岩城 穰
- ・ 脳・心臓疾患の労災認定基準の改定について・・・・・・10
弁護士 平本 紋子
- ・ 精神障害の認定基準の改訂について・・・・・・11
過労死等防止対策推進全国センター事務局次長 弁護士 岩井 羊一
- ・ 過労死防止学会からの報告・・・・・・11
過労死防止学会代表幹事 黒田 兼一

◆特集1 2021年度 各地の過労死防止啓発シンポジウム

- ・ 【①中央】過労死防止啓発シンポジウム 東京中央会場（11月10日）の報告・・・・・・14
弁護士 玉木 一成
- ・ 【②埼玉】埼玉シンポのご報告・・・・・・15
弁護士 田中 浩介
- ・ 【③山梨】過労死等防止対策推進シンポジウム山梨の報告・・・・・・16
働くもののいのちと健康を守る山梨県センター理事長 佐藤 均
- ・ 【④岐阜】「命より大切な仕事はない！」～2021年過労死等防止対策推進シンポジウム・岐阜～・・・・・・16
岐阜過労死をなくす会理事 坂 至正
- ・ 【⑤鳥取】鳥取会場のご報告・・・・・・17
山陰過労死等を考える家族の会副代表 弁護士 高橋 真一
- ・ 【⑥岡山】過労死等防止対策推進シンポ・岡山ー50人超が参加ー職場のパワーハラスメント対策、遺族の訴え・・・・・・17
働くもののいのちと健康を守る岡山県センター 藤田 弘起
- ・ 【⑦広島】広島シンポのご報告・・・・・・18
弁護士 松岡 幸輝
- ・ 【⑧山口】過労死等防止対策推進シンポジウムの報告・・・・・・19
弁護士 鈴木 朋絵
- ・ 【⑨長崎】「過労死啓発シンポジウム」の報告について・・・・・・20
長崎労働者の健康問題懇談会事務局長 小嶺 弘之

◆特集2 2021年度 各地の過労死防止啓発授業

- 【①山梨】山梨での「啓発授業」を実施して・・・・・・・・22
過労死問題を考える山梨家族の会 事務局 深澤 佳人
- 【②東京】過労死防止啓発授業を実践して・・・・・・・・23
弁護士 白神 優理子
- 【③東京】過労死防止啓発授業についての報告・・・・・・・・24
東京過労死等を考える家族の会 渡辺 淳子
- 【④北海道】啓発授業の講師を経験して・・・・・・・・24
北海道過労死を考える家族の会 杉本 千春
- 【⑤大阪】啓発授業報告のご報告：大阪府立阿倍野高等学校・・・・・・・・25
弁護士 上出 恭子
- 【⑥大阪】啓発授業の講師を経験してーオンラインでの啓発授業・・・・・・・・26
弁護士 清水 亮宏
- 【⑦兵庫】過労死・過労疾病防止啓発授業という草の根運動をとおして・・・・・・・・26
兵庫過労死を考える家族の会 社会保険労務士 中野 祥子

過労死等防止対策の推進について

石垣 健彦

厚生労働省労働基準局総務課長
(過労死等防止対策推進室長)

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死により亡くなられた多くの方々のご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないという御遺族の方々の強い思いを受けて制定された過労死等防止対策推進法は、施行から7年が経過しました。

2021年7月には、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の2回目の見直しが行われました。見直しにあたっては、「過労死弁護士全国連絡会議」や「全国過労死を考える家族の会」に御所属の皆様方にも御参画いただき、「過労死等防止対策推進協議



石垣室長

会」における議論を何度も重ねており、皆様方からの問題意識も多く取り込んだものとなりました。今後はこの新たな大綱に基づき、長時間労働や過重労働による健康障害防止などの過労死等防止対策の推進に取り組んでまいります。

また、2021年10月には、6回目の作成となる「令和3年版過労死等防止対策白書」が閣議決定の上、国会報告されました。この白書では、新たな大綱の概要を掲載するとともに、大綱に定める重点業種・職種のうち、自動車運転従事者と外食産業に関する調査・分析結果を報告しています。更に、皆様方の取組事例などをコラム形式で紹介しております。コラムへのご協力に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後とも、白書を通じて、国民の皆様が過労死等防止のための対策の重要性に関する理解と関心を深められるよう、また企業を始め職場の関係者の取組が一層進められるよう、関係省庁や労使団体等と連携を図りながら、周知・啓発等にも取り組んでまいります。

師派遣を行っているほか、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に全国で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しました。これらの事業も、過労死等を防止することの重要性について国民の関心や理解を深める重要な機会と考えております。

加えて、2021年12月26日には、「全国過労死を考える家族の会」の皆様へ御参画、御協力をいただき、「過労死遺児交流会」を2年ぶりに対面形式で開催しました。今回の交流会では、お子様たちにはスキーやクラフト体験を、保護者の方には交流会や相談会に御参加いただきました。過労死で大切な御家族を失われた御辛苦は如何ばかりかと存じますが、この交流会が、参加されたお子様や保護者の皆様にとって少しでもリフレッシュする機会となったとすれば幸いです。

これらの事業は、来年度も、継続して実施する予定であり、特に、遺児等のサポートについては、今般見直された大綱を受け、相談の機会を拡充する計画をもって予算を要求しているところでございます。

結びとしまして、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々の御発展を祈念申し上げますとともに、今後皆様との連携を密にしながら、働き過

ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げます。私の挨拶といたします。

遺児交流会の「報告」

渡辺 しのぶ

遺児交流会世話人

今年度の遺児交流会は12月26日に滋賀県で開催されました。当初は8月に行う予定でしたがコロナ感染拡大のため冬に延期となり、幸い感染者が全国的に減少となっている時期でしたので、感染対策をしっかりとったうえで開催の運びとなりました。冬の開催になったため、びわこ箱館山でスキーをする計画を立てました。子どもをスキーに連れて行くことは、母子家庭にとってはかなり大変です。雪のあるところまでの移動や子どもに付き添って滑ることなどは両親がそろっている家庭に比べ負担が大きく、躊躇せざるを得ません。参加者には、スキーは初めて、という子どもも多く、過労死で一人親となってしまった子育て支援の一つとして、母子家庭では難しいレクレーションを子ども達に体験させることが出来ました。

当日、参加者の皆さんは、「久しぶり、

元気だった?大きくなったねえ」と声を掛け合って2年ぶりの再会を喜び合

い、子どもの成長に驚く声があがっていました。オープニングセレモニーでは、各家族が自己紹介した後に、大人と子どもに分かれての活動になりました。大人は厚労省の角南企画官のご挨拶の後、近況報告や子どもが学校で苦

ら参加します。今後は年齢別のメンタルサポートについて検討する必要性を感じました。幸い、令和3年度の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の見直しで遺児への相談体制の強化が盛り込まれました。思春期の子どもが話せる機会や場についても検討し、子ども達に対して必要なサポート体制をとれるように対応していきたいと考えております。

でしか理解してもらえない内容に、皆でうなずいたり、共感したり、一緒に涙したりしました。小学校高学年以上の子とも達は、成長した遺児の話を聞いた後、自分の抱えているストレスについて話をしました。以前にある遺児から「大人は自分の体験や悩みについて話す場があるけど、子どもは話をする場所がない」という声が出ていま

に気付いた子ども達はさらにテンションが上がり明日のスキーへの期待が高まりました。翌朝、あたり一面真っ白になった中、子ども達は大喜びしながらスキーに向かいました。また、クラフトといちご狩りにでかけた子ども達もいました。集中して作品つくることができ

た。この会も十数年続く中で、当時小さかった子どもが思春期になり、過労死という体験ゆえに、他の家族との違いについて悩んだり、社会に出ることに不安を感じたりするようになってきました。そのような気持ちを言葉にすること、そしてそれを受け止める場所が必要なのは、と考

えて今回の企画となりました。その間、小学校低学年以下の子とも達は、ひさしぶりに仲間と会って、大はしゃぎしながら走り



く、その都度休ませてくれる職場はほとんどないため、フルタイムの就労につきにくいという特有の事情があります。しかし、父親が亡くなっても働かないと経済的に余裕があると思われ、就学援助等を受けることに差し障ることもあるようです。これも過労死特有の事情だと思いますが、せめて子どもには不利益にならないようにして欲しいと思います。午後は過労死を体験した親が陥りやすい感情について、体験談をもとに心理の専門家がアドバイスをしてくれるパネルディスカッションがあり、また、家族会の歴史や、年金のついで講座もあり、大変充実した時間を過ごしました。

今回はお楽しみイベントとして、お母さんがピアノを弾き、その息子さんがドラムをたたくという家族共演がありました。子ども達が知っている曲だったのでみんな楽しそうに聴いていました。小さな子ども達にとって、少し先をいくお兄ちゃんのかっこいいド

ラマーの姿を見ることは、自分の将来の夢や希望につながっていきます。様々な年齢の子ども達が参加しているこの会だからこそ、小さい子達のモデルとなるような姿を見せてあげることが出来ます。

参加した親子にとつて、分かち合



スキーを楽しむ子ども達の様子

全国過労死を考える 家族の会活動報告 過労死根絶を訴え30 年

寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会 代表世話人

1. 全国過労死を考える家族の会は、1991年11月に結成し昨年30周年を迎えました。毎年11月の恒例に行っている全国家族の会統一行動は、2020年と同様にコロナ禍ではありましたが、先人から受け継いだ伝統の統一行動を途切れさせたくない思いで、各会場の人数制限など新型コロナウイルス感染対策を徹底した上でご対応いただき、厚生労働省要請と地方公務員災害補償基金本部要請を行いました。厚生労働省から労働基準局総務石垣課長はじめ12名にご対応いただき、過労死弁護団の玉木一成弁護士と家族会会員20名が参加し、過労死弁護団と全国家族会の団体要請書と19件の個別要請文を提出しました。地公災基金本部は各課から3名ご対応いただき、過労死弁護団の松丸正弁護士、平本紋子弁護士、鈴木敦士弁護士、過労死等防止を



要請行動・宣伝行動の様子

考える議員連盟の泉健太議員、家族会会員4名にて、被災労働者と遺家族の早期救済および過労死根絶と予防を要請しました。終了後、支援団体・色部氏のご協力により厚生労働省前で宣伝行動をおこないました。玉木弁護士から要請報告をいただき、過労死遺族4名が訴え、最後に寺西から過労死ゼロの実現をアピールして宣伝行動を終えました。

午後から、過労死等防止対策推進シンポジウム東京中央会場に参加しました。ここでも家族会4名の遺族が、ハラスメントや過重労働により、かけがえのない尊い命を奪われた経験談を語られました。コロナ禍の事情でDVD映像と代読になりましたが、切実な思いを聴かれた会場の皆様に共感いただき過労死問題に理解を深められたと感じています。

翌日は全国家族の会総会を開催しました。会場はアクリル板で個々を区切り、50%の人数制限の感染対策を行いました。すべての議案について全員拍手の承認により可決されました。このように全国家族の会統一行動は無事に終わることができました。ご協力を頂いた皆様に心からお礼申し上げます。

2. 上記でご報告した通り、当会は結成30周年を迎えました。現在、「全国家族の会30周年記念誌」作成に取り組んでいます。全国家族の会は1991年11月結成と同時に「日本は幸福か」(過労死・残された50人の妻たちの手記)が出版され、1997年11月「死ぬほど大切な仕事ってなんですか」(リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える、手記集)が出版されました。全国家族の会は、先人たちの道なき道を創られた闘いと諦めない絆を受け継いで今に至っています。昔も今も変わらないのは過労死の根絶を訴え続けていることです。そうした歴史をかみしめながら全国過労死を考える家族の会の30周年記念誌発行に向けて励んでいます。

北海道過労死を考える 家族の会活動ご報告

村山 百合子

北海道家族の会代表

北海道家族会は、現在の23家族で、家族会の活動は、通常の活動の他に、いの健北海道センター(理事1名)・過労死防止対策推進北海道センター(共同副代表として1名・幹事1名)にも数年前から参加しております。

過労死防止対策推進北海道センターでは、2021年度、班体制での活動を行ってきました。

過労死防止シンポジウム班は、共同副代表の奈良顕子さんがチーフとなり、2021年11月1日に北海道シ



北海道シンポの様子

ンボジウムを行いました。基調講演は精神科・リエゾン科医師田村修先生の「若者の過労自殺を防ぐため企業と自治体にできること」で、119名の参加者がありました。

啓発授業班は、村山を含め3名体制にて道内の啓発授業の普及に取り組み中ですが、そのひとつをご紹介します。

2022年1月14日、道議会議員のお力添えにより、弁護士、産業カウンセラー、村山の3人で北海道庁へ訪問し、北海道教育委員会教育長、教育・法人局長、労働政策局長へ「労働問題・労働条件に関する啓発授業へのご協力について」と題する要請書をお渡ししました。

過労死防止啓発授業を道内の学校へ広く周知していただき、一校でも多く啓発授業に興味を持ってもらうことを目標にしていた私達の活動が大きく前進しました。

また、昨年の遺児交流会に参加した会員から感想が寄せられました。

(2021年の遺児交流会の感想)

12月25日〜27日にかけて、滋賀県高松市今津サンブリッジホテルで遺児交流会が行われました。

参加家族は12家族、新規の家族は今回いませんでした。

オーブニングセレモニーでは自己紹介、子供と保護者で分けて過ごしまし

た。

翌26日はびわこ箱館山スキー場にてスキーに参加、ガラスにデザインをするサンドブラスト体験、ステンドグラス体験に参加しました。

その間保護者は、遺族年金についての講演、個別相談、(心理・年金)その後パネルディスカッション、グループディスカッションでは、子供が社会に出ることについて、過労死が原因で一人親になってしまったことの苦悩、現在困っていること、今後の交流会でどのようなことがあったら良いか、など話し合いました。

感染症対策に配慮され、パネルの設置、テーブルごとの個別の食事、グループ分け、消毒、などスタッフ、参加者ともに協力しました。

直接会って話が出来たことは子供にとっても大人にとっても大きな安心感でした。自分の気持ちを解放できる場があるのは子供にとって大事なことで感じました。

来年も開催できることを楽しみに解散しました。

2021 京都労災

被災者家族の会報告

中島 清美

京都労災被災者家族の会代表

京都労災被災者家族の会は、他の家族の会と異なり、過労死だけでなく、すべての労災職業病の家族が参加しています。京都労災被災者家族の会は、京都職業病対策連絡会議などの支援を受けて1990年11月30日に結成されました。当時の結成メンバーはユニチカCS2中毒患者家族と過労死被災者家族がそれぞれ半数を占めました。

京都家族の会では年3回の例会と、総会を開催します。春のお花見例会、6月の過労死110番宣伝と交流会、秋の学習会なども行い、冬には総会を開催します。家族の会では、顔を合わせてたたい報告し、励まし合い、知識や情報の交換をします。しかし、新型コロナウイルスの蔓延により2020年の総会以来、これらの活動は困難になっており、情報や活動をニュースで報告しています。ニュースの発行は、結成以来途絶えたことはありません。

2020年の総会の数日後に、福井地裁でAさんの息子さんの過労自殺の行政裁判の勝利判決が出て確定し

ました。亡くなってから10年近くが経っていました。高齢の親にとってはつらい年月でした。Bさんは息子さんの過労自殺の民事裁判を闘っています。2021年、労基署で労災認定されましたが、それだけで終わりにしたくないというBさんの思いは強いのです。Cさんは、職場でありもしない事件を追及されて精神疾患となり、現在公務災害申請中ですが、結果がなかなか出ずに不安な日々を過ごしています。

私は、1990年に夫を心疾患で亡くし、京都家族の会が結成されたときから参加してきました。そして、2年後に労基署で労災認定されました。

同じ時期に申請した方は、大阪高裁で逆転勝利まで16年を要しました。つくづく悲しい、怒り、理不尽な思い、言葉にもできない複雑な思いを抱えてたかう家族を見ました。労災認定闘争の中で、過労死を社会問題として捉え、過労死運動にも参加していく姿を見ました。寺西笑子全国代表もその一人です。家族の会の運動は支援者の運動なくしてはできませんが、支援者を受け取るのではないのでしょうか。結成の頃は、よく職対連の方から「車の両輪」であると言われました。

現在、京都家族の会では、京都職業

病対策連絡会議に幹事として参加しています。また、過労死防止京都連絡会にも参加して活動しています。過労死防止法制定運動以降、京都家族の会の運動も広がりましたが、新型コロナ下で家族の会の活動も制限されています。新たな活動形態を模索することが必要と考えます。過労死の現状を打破する新たな過労死運動の模索とともに考えていきたいと強く思います。

過労死弁護団の2021年活動報告

玉木 一成

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 弁護士

1 脳・心臓疾患の労災認定基準の改定

脳・心臓疾患の労災認定基準が20年ぶりに改定された(基発0914第1号)。

過労死弁護団は、2018年5月に、厚生労働省に対し、脳・心臓疾患の労災認定基準及び精神障害の労災認定基準」の改定を求め、意見書及び認定基準改定案を提出した。

そして、2020年6月に脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会が設置されてから、脳・心臓疾患検討班を組織し、専門検討会での議論を検証し、適時に過労死弁護団の意見を提出してきた。2021年1月15日付け「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」第5回における論点」及び「第6回における論点」

に関する緊急意見書」、2021年5月13日付け「第8回」以降の議論に関する緊急意見書」を提出し、過労死被害の補償を広げるための改正の実現に努力してきた。

しかし、残念ながら、改定された新認定基準は、過労死弁護団が医学的・科学的知見や判例に基づき、被害者救済や労働条件の改善ために提言した多くが改善されないものになった。特に、過労死ラインといわれる、業務と疾患発症との関連性が強いと認める時間外労働時間数については、発症直前1か月は100時間、2ないし6か月間の1か月あたりの80時間と改定されていない。医学的知見やWHO/ILLOの発表から、発症と強い関連性を有する時間外労働時間数を1か月65時間と変更する旨の過労死弁護団の

提言が実現に至らなかったことは極めて遺憾である。

但し、新認定基準において、過労死ライン「に近い時間外労働が認められる場合には、特に他の負荷要因の状況に十分考慮し、そのような時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときに、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること」と明記し、また「労働時間以外の負荷要因による負荷が大きければ又は長ければ労働時間がより短くとも業務と発症との慣例性が強い場合である」と明記したことは評価できる改正点である。

さらに、過労死弁護団の意見も取り入れられ、負荷要因については「休日のない連続勤務」「勤務間インターバルが短い勤務」などが加えられ、各負荷要因の検討視点が具体化し、心理的負荷を伴う業務の評価対象も拡大した。

過労死弁護団としては、新認定基準の評価できる部分を広く活用し、被害者救済の範囲を拡大するとともに、労災認定基準をすみやかに再改正するようにより要求していくものである。

2 労働時間の過少認定に対する闘い
労働時間の上限規制の法改正が行なわれる前後から、労働時間の過少認定

が行なわれることが頻繁になつていく。また、労災保険に基づく給付申請を審理するのに、労働時間の調査・認定を、労災保険課ではなく監督課に担当させるようになった。厚生労働省は、各労基署等に対し、労働時間を客観的に認定するとの名目で、事業場外での労働について、労働時間と認めないという手法によって労働時間の過少認定を行わせている。

このような労働時間の過少認定が原因となって、脳・心臓疾患の労災認定件数は、ここ数年の間に約25%も減少している。さらに、厚生労働省は、2021年3月30日に「労働時間に係る質疑応答・参考事例集の活用について」とする通達を発出した。この通達は、労働時間の認定をより過少に行なう扱いとするものである。過労死弁護団は、この労働時間通達に関する検討グループを組織して、随時の反論・意見書の提出などの活動を強化していくことを決定している。

3 精神障害の労災認定基準の改定
厚生労働省は、脳・心臓疾患に続き、精神障害の労災認定基準についても改定の必要性、改定の内容を検討する専門検討会を設置し、2021年12月7日に第1回の検討会を開催した。これから1年以上の期間、精神障害の労

災認定基準について議論が進められると考えられる。過労死弁護団は、従来から組織されている精神障害検討チームの弁護団員を拡充するなどした。今後、適宜必要な提言や意見書を提出して、精神疾患の労災認定基準についても、被害者の救済の大幅な拡充と労働環境の改善に資する改正を実現するように努めたい。

4 過労死弁護団の組織体制

2021 年 10 月に開催された第 34 回総会において、過労死弁護団全国連絡会議の発足以来、代表幹事を務めて過労死問題の改善に大きな役割を果たしてきた岡村親宜弁護士、水野幹男弁護士が退任し、代表幹事は、新たに川人博弁護士が選任され、松丸正弁護士との 2 名となりました。これに伴い、幹事長に玉木、事務局長に大森秀昭弁護士が選任されました。また、各地の幹事は弁護団員が複数以上加入している都道府県全てで選任されました。

最後に、岡村弁護士が昨年 11 月 30 日に逝去されました。衷心より哀悼の意を表し、冥福を祈念いたします。

過労死防止大綱

2021 年改定について

いて

岩城 穰

過労死等防止対策推進協議会委員
過労死防止全国センター事務局長

弁護士

過労死防止大綱は、過労死防止法 7 条に基づいて、政府が過労死等の防止対策を効果的に推進するために、閣議決定を経て策定する文書で、長期的課題と当面の重点対策に分けて、国の過労死防止対策について、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の 4 つの「PDCA サイクル」を定めるものです。

2015 年 7 月の最初の制定以降、おおむね 3 年を目途に見直しが行われることになっており、2018 年 7 月に 1 回目の改定が行われ、2 回目の改定が 2021 年 7 月 31 日に閣議決定されました（以下「新大綱」といいます）。

新しい大綱で定められた過労死等防止対策の主な取組等は、次のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応や働き方の変化を踏まえた過労死等防止対策の取組を進めること。

2. 新しい働き方であるテレワーク、副業・兼業、フリーランスについて、ガイドラインの周知などにより、過重労働にならないよう企業を啓発していくこと。

3. 調査研究について、重点業種等（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界）に加え、新しい働き方や社会情勢の変化に応じた対象を追加すること。また、これまでの調査研究成果を活用した過労死等防止対策のチェックリストを開発すること。

4. 過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするための相談対応を実施すること。

5. 大綱の数値目標で、変更前の大綱に定められた「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」や勤務間インターバル制度の周知、導入に関する目標などを更新する。なお、公務員についても目標の趣旨を踏まえて必要な取組を推進すること。

大綱の制定に当たっては、過労死等

防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くこととされています（過労死防止法 7 条）。今回の改定にあたっては、2020 年 11 月 10 日（第 17 回）、2021 年 1 月 26 日（第 18 回）、3 月 24 日（第 19 回）、5 月 24 日（第 20 回）の 4 回にわたって協議会が開かれ、活発な意見交換が行われました。

過労死防止全国センターを母体とする 7 名の協議会委員（寺西笑子、工藤祥子、高橋幸美、渡邊しのぶ、黒田兼一、川人博、岩城）は、7 人の連名で、2021 年 3 月 1 日、4 月 15 日の 2 回にわたって意見書を提出しました（いずれも厚労省の協議会のホームページに掲載されています）。ぜひご覧ください。

脳・心臓疾患の労災

認定基準の改定につ

いて

平本 紋子

弁護士(東京)

令和3年9月14日に、脳・心臓疾患の労災認定基準が、改定されました(「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」基発0914第1号令和3年9月14日、以下「新認定基準」といいます)。これは、平成13年12月に認定基準が改定されて以来、約20年ぶりの見直しです(以下、平成13年12月改定認定基準を「旧認定基準」といいます)。

本改定にあたっては、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」(以下「専門検討会」といいます)において、約1年にわたり、最新の医学的知見や労災認定例・裁判例を踏まえた議論がなされ、令和3年7月16日には「専門検討会報告書」が取りまとめられました。過労死弁護士全国連絡会議は、プロジェクトチームを立ち上げ、専門検討会を傍聴しながら、改定内容に関する意見書を提出するなどの

活動を行ってきました。

そこで、本稿では、新認定基準の改定ポイントなどをご紹介しますと思います。

新認定基準では、労働時間と労働時間以外の負荷要因の総合評価が、より明確化され、時間外労働時間数が、いわゆる過労死ライン(月平均80時間超の時間外労働)には至らないが「これに近い時間外労働」が認められる場合には、特に他の負荷要因の状況を十分に考慮し、「そのような時間外労働に加えて一定の労働時間以外の負荷が認められるときには、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断すること」とされました。「これに近い時間外労働」については、認定基準において、具体的な数字までは示されていませんが、専門検討会報告書の内容を踏まえれば、おおむね月65時間を超える時間外労働が想定されています。

また、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮するに当たっては、「労働時間がより長ければ労働時間以外の負荷要因による負荷がより小さくとも業務と発症との関連性が強い場合があり、また、労働時間以外の負荷要因による負荷がより大きければ又

は多ければ労働時間がより短くとも業務と発症との関連性が強い場合があることに留意すること」が明記された点も、重要な改正点です。旧認定基準時代の労災実務においては、時間外労働時間の数字ばかりが偏重される傾向にありましたが、今回の改正では、労働時間と労働時間以外の負荷要因の関連性が肯定されたともいえます。

さらに、労働時間以外の負荷要因の見直しもなされました。新たな負荷要因として、「休日のない連続勤務」「勤務インターバルが短い勤務」「身体的負荷を伴う業務」が追加され、各負荷要因の検討の視点も具体化した点が重要です。特に、「勤務間インターバルが短い勤務」について、長期間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、「勤務間インターバルがおおむね11時間未満」の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し評価することとなりました。

出来事に限定することなく、広く心理的負荷を伴う業務や出来事の有無を調査し、主張・立証していくべきです。改定後は、調査中・訴訟中の事案も含めて、新認定基準で判断されることになります。そのため、新認定基準で判断し直した結果、不支給決定処分が見直されたという事例も、すでに報告されています。

大変残念なことに、過労死ライン(時間外労働月80時間という基準)の見直し自体はなされませんでした。2021年5月に世界保健機関(WHO)と国際労働機関(ILO)が、週55時間以上の長時間労働(概ね月65時間超の時間外労働)で脳卒中や虚血性心疾患のリスクが高まるとの研究結果を発表していることからすると、我が国は国際的にみても遅れを取っています。

過労死弁護士全国連絡会議は、今回の認定基準改定を終着点とすることなく、新認定基準が適切に運用され、かつ、より正しい内容に改定されるよう、引き続き救済の途を広げる労災認定や判例を積み重ねる努力を続けたいと思います。そして、最終的なゴールである「過労死等のない社会の実現」を目指して参ります。

精神障害の認定基準

の改訂について

岩井 羊一

過労死等防止対策推進全国センター

事務局次長・弁護士

「心理的負荷による精神障害の認定基準」(以下「認定基準」といいます)が2011年12月26日に発出されてから10年が経ちました。

過労死弁護団は、2018年5月23日、意見書を作成して発表しました。認定基準について、不十分な点を指摘し、改訂に着手するように要望しました。

そこでは、以下の要点を指摘しました。

① 「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと」を要件から削除するべきである

② 「慢性及び急性の心理的負荷」と相当因果関係の認められる精神障害の発病・悪化と自殺を労災補償の対象とし、心理的負荷の強度は同種労働者の中でそのストレスの耐性が最も脆弱である者(被災労働者のストレスの耐性が同種労働者のストレス耐性の多様さとして通常想定される範囲を外れるも

のでない者)を基準として判断すべきである

③ 自殺が行われた場合には、原則として自殺行為時までに精神障害の発病を推定するべきである

④ 交替制勤務、深夜勤務、不規則勤務による心理的負荷を重視すべきである

⑤ いわゆるパワーハラスメントに該当するような出来事があった場合の心理的負荷を適切に評価すべきである

⑥ 出来事が複数ある場合の全体評価を適切に行うべきである

⑦ 時間外労働時間数の評価を改めるべきである

⑧ 発病の6か月より前の出来事も評価すべきである

⑨ 精神障害の悪化の業務起因性を適切に認めるべきである

⑩ 精神障害の悪化後の自殺が労災となることを明確にすべきである

意見書やその要旨は「過労死110番」のホームページにあります。その後、2019年から2020

年にかけて、専門検討会が行われ、2020年5月29日に認定基準の改訂が行われました。ここでは、2020年6月からパワーハラスメント防止対策が法制化されることなど

を踏まえ、「パワーハラスメント」の出来事を「心理的負荷評価表」に追加するなどの見直しが行われました。過労死弁護団の意見書の指摘の内容も一定の範囲で認める内容となっています。

2020年8月には、一つの勤務先での心理的負荷を評価しても労災認定できない場合は、全ての勤務先の業務による心理的負荷を総合的に評価して労災認定ができるかどうかを判断することになる旨の改訂もなされています。

2019年11月、加藤厚生労働大臣は、上記改訂を行うことに加えて、精神障害の認定基準について、2021年度に有識者を集めて全面的な検討を開始すると会見で述べていました。

そして、実際に2021年12月7日、第1回の専門検討会が開催されました。本格的に労災の認定基準の改定作業が始まっています。

今回の改定では、心理的負荷表の改定が話題になると考えられます。この点について議論の状況をみながら適切に対応する必要があります。

2011年の認定基準策定時の専門検討会の議論でも時間外労働の評価、発病の6か月より前の出来事の評価、精神障害の悪化等が議論されてい

ますが、正確に認定基準に反映されておらず不十分です。労働時間についても、脳・心臓疾患の基準と比較しても長すぎます。過労死弁護団では、2018年の過労死弁護団の意見が反映されるように、さらにこれまでの裁判例の蓄積などから、不十分な認定基準を変えさせるようにチームを作り、対策を検討し、必要に応じて追加の意見を述べようと考えています。

専門検討会の議事録は、厚生労働省のホームページに掲載されます。ぜひ注目して下さい。また、具体的な事件に即して不合理だと思われる点があれば、過労死弁護団宛にご連絡下さい。必要があれば追加して意見を述べていきたいと思っています。

過労死防止学会からの報告

黒田 兼一

過労死防止学会 代表幹事

2021年9月11日(土)12日(日)の2日間、第7回全国大会を開催しました。新型コロナウイルスの影響と会場確保のため、2年連続の名古屋でオンライン併用での開催となりました。

2021年は過労死防止法制定7

年目に当たる年でした。また「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の2度目の改訂の年でもあったので、「過労死根絶に向けて、現状と課題」「防止大綱」再改訂とハラスメント防止——」をメインテーマに設定しました。

初日の午後の特別シンポジウム(「過労死防止法制定7年、現状とこれから」の課題)では、高橋正也氏(過労死防止等防止調査研究センター長)が「過労死等を防止するにはどのような取組が必要か」と題して、過労死等の現状とこれからの課題について熱く語ってくれました。それに引き続いて今回の「大綱」改訂に関わった3人(黒田兼一氏、岩城稔氏、寺西笑子氏)がそれぞれの立場から改訂協議について報告しました。また最後に川人博氏が追加報告として、本学会と過労死研究の課題について問題提起されました。

2日目午後の共通論題シンポジウム(「職場のハラスメント防止法をめぐる国際的動向と日本の課題」)は、初めての試みとして、日本語と韓国語の同時通訳(Zoom利用)で行われました。大和田敢太氏(滋賀大名誉教授)は「職場からハラスメントも過労死もなくするために」として国際的な動向と日本の課題を話され、韓国のイム・サンヒョク氏(グリーン病院院長)はハラスメ

ントの全面禁止とその救済の強化を規定した韓国のハラスメント防止関連法の特徴や職場のハラスメントの実態を中心に報告されました。続く板倉昇平氏(NPO法人POSSSE理事)は、「日本の職場のハラスメントの実態」について、企業利益の短期的・最大現利潤追求と労務管理の関係という視点から報告されました。また猿田正機氏(中京大名誉教授)は、自身の長きにわたるトヨタ研究振り返りながら、「トヨタシステムと労災・過労死・自死」を報告されました。時間の関係から十分な議論はできませんでしたが、それぞれ重要な問題提起を含む貴重な報告でした。

2020年の第6回大会では分科会を開催できませんでしたが、今回は2日間にわたって5つの分科会を開催しました。

初日の第1分科会(自由論題)では、三隅達也氏が「36協定で定める医師の延長労働時間」問題を、清家智美氏が「教員の長時間・過重労働の実態」を、そして東京大学教養部のゼミ生たちが「学生として過労死と向き合う」と題する共同研究成果を報告されました。

第2分科会(自由論題)では、寺内宏伸氏が「過労死防止と労働時間短縮」問題を、岡村やよい氏が「いの健全国センターの過労死防止の取り組み」に

ついて、小林康子氏が「過労自死に至るまでの心理的変化と心理的負荷」について、尾崎正典氏が「うつ病による自死の発症原因と闘病生活」の詳細を報告しました。さらに今回の大会では各地で行われている啓発授業の経験交流の目的で特別分科会を設けました。

「啓発授業の現状と課題」について4人(古川拓氏、川岸卓哉氏、桜井善行氏、中原のり子氏)から報告があり、活発な議論がなされました。

また、2日目の午前中の第3分科会(運輸・交通分野)では、奥平隆氏・生井良江氏が「航空労働者のコロナ禍での過重労働と精神的ストレス」を、宗光美千代氏が「A社-Tさんの過労死問題」を、関連報告として坂口真澄氏が「客室乗務員のストレスと疲労」を報告されました。

第4分科会(芸能従事者分野)では、森崎めぐみ氏が「芸能従事者の安全衛生と労働過重性の実態」を、佐藤大和氏が「芸能実演家らの過労自死の実態」について報告されました。こうして2つ日間にわたる分科会での12名と1グループの報告は多様な視点から多様な課題が明らかになるものでした。

さらに、2日目の昼休みに、特別企画として名古屋の同朋高校放送部の生徒が制作したドキュメンタリー映画「過労自殺」の上映と放送部顧問の

宮城道良教諭による解説がもたれました。高校生がこの問題に強く関心を寄せて映画まで制作したことを知る機会となりました。先述の東大のゼミ生の研究発表と共に、若い世代の「過労死は許さない」という熱い思いが伝わってくるもので、第7回大会の意義ある特徴の1つであつたように感じます。

これら第7回大会で報告された論文や報告書を、現在、学会誌編集担当グループが『過労死防止学会誌』の第2号として編集・製本・作業中です。2月下旬には発刊の予定です。

この他、2120年はコロナ感染と会場設備との関係もあつて会員総会を開催できませんでしたが、今回の大会時には会員総会を開催しました。本学会は2015年5月の設立以来7年になりますが、学会役員(幹事、会計監事)を大幅に変更しませんでした。しかし、途中で辞任した方や連絡が取れない方もおられ、第4期(任期は2年、2021(22年)の役員として総勢28名の幹事を選出しました。

最後に、本年2022年は、9月10日(土)11日(日)、龍谷大学・響都ホール(京都駅前)をメイン会場に、メインテーマ「新型コロナウイルス感染症と長時間労働」(仮)で第8回大会を開催する予定です。詳細が決まりましたらお知らせします。

◆特集1 2021年度 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2021年度も、全都道府県及び中央会場の計48会場で、過労死防止啓発シンポジウムが行われました。

2020年度はコロナ禍の影響で、2019年度の5753人から2052人減の3701人でしたが、2021年度はやや持ち直して、4423人となりました。

本号では、①中央会場、②埼玉会場、③山梨会場、④岐阜会場、⑤鳥取会場、⑥岡山会場、⑦広島会場、⑧山口会場、⑨長崎会場の報告を掲載するとともに、全国の最終結果を20ページに掲載します。

【①中央】過労死防止

啓発シンポジウム東

京中央会場（11月10

日）の報告

玉木 一成

弁護士（東京）

シンポジウムは、例年どおりイイノホールで14時から開会しました。新型コロナウイルスの感染拡大ということで、事前申込み、会場は座席指定で実施しました。

最初に、厚生労働省労働基準局石垣健彦総務課長から、令和3年版「過労死等防止対策白書」の内容の紹介や、「過労死等の防止ための対策に関する大綱」が令和3年7月30日に閣議決定されたことから、変更内容についての説明があり、過労死等防止対策の現状について報告いただきました。

引き続き、過労死等防止推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から次のような具体的事例の報告があり、その教訓を踏まえて、過労死防止対策の強化が訴えられました。最近の労災の特徴的事例として、①IT企業社員、②メーカー海外駐在員、③メーカー社

員、④自動車部品製造業社員、⑤看護師、⑥宅配ドライバーなどの事例が紹介されました。職場改革に関する問題提起として、①企業トップ自らが過労死問題に取り組むことの大切さ、②災害発生・コロナ感染拡大など緊急事態に対する日常的な備えの重要性、③テレワーク等新しい労働形態に内在するリスク、④インターバル規制導入、仕事のオンとオフの区別の明確化などが重要であることを訴えられました。

次に、過労死を考える家族の会からの体験談の報告があり、全国から4人の遺族の方が体験談を報告されました。今年もコロナ禍のために上京が難しかったり、急遽上京できなくなったなどの理由で、4名とも直接会場で登壇して報告することができませんでした。ビデオ報告が1名、司会者代読が2名、世話人代読が1名となりました。会場での直接報告ではなかったのですが、参加者には、大切な家族を過酷労働や心ないハラスメントにより喪った過酷な体験と、過労死を考える家族の会が過労死を根絶するためにあることへの思いが伝わりました。

今年も過労死家族の会の体験談の報告は前半の最後、シンポジウムの中盤で行いました。

その後休憩となりましたが、今年度

は、会場をA会場、B会場、C会場の3つに分け、それぞれ異なるテーマで講演をいただくことになり、B会場、C会場の参加者は移動をしました。各講演の時間を確保し、参加した方からの質疑時間を設けるなど、充実を図ることを目標としました。

A会場は、静岡社会健康医学大学院大学准教授天笠崇先生が「コロナ禍における働く者の命と健康」とのテーマで講演をされました。新型コロナウイルス感染症の現状の報告とともに、特殊災害＝自然災害から学ぶ心身への影響を詳しく説明されました。そして、ストレス、不安、うつ割合についての解析など、わが国の状況も報告されました。コロナ禍の影響を受ける3業種（医療業、社会福祉・介護業、小売業）への影響、勤め先の対応と労働者の肉体的・精神的負担、仕事を通じた満足度と変化の関係、テレワークの問題点などにも言及されました。

B会場は、労働政策研究・研修機構副主任研究員である内藤忍先生が「誰もが知っておきたいハラスメント対応―法律と対応」とのテーマで講演され、以下の点について言及されました。法律はミニマムであり、法律を守るだけではハラスメントはなくならない。ハラスメントが起こる職場には、

①残業が多く休みを取りづらい、②コミュニケーションが少ない、③失敗が許されないなどの特徴がある。パワハラ防止対策関連法は、労働者に対してハラスメントを行ってはならないと周知し、事業主にはハラスメントを防止する予防対応義務があり、履行しない事業主に対しては指導・勧告を行うことを定めている。ハラスメントは心身への影響が大であり、再就職が困難となる。周囲による早めの相談と、実効的解決方法が必要であり、仕事を阻害しないコミュニケーションの方法を考えていく必要がある。(全国過労死を考える家族の会ニュース第85号渡邊しのぶ報告参照)

C会場では、2021年9月に約20年ぶりに改定された脳・心臓疾患の労災認定基準について、厚生労働省労働基準局補償課の担当者から、新たなポイント(1…労働時間と労働時間以外の負荷要因の総合評価の明確化、2…労働時間以外の負荷要因の見直し、3…業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の明確化など)について説明があり、過労死弁護団の平本弁護士からは新認定基準の活用と課題の報告があり、大森秀昭弁護士が進行担当として、質疑応答が行なわれました(前記ニュース工藤報告参照)。

最後に、A会場では、過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が、一層の過労死防止対策が必要であると訴え、閉会の挨拶をして、シンポジウムは17時に終了しました。この日の参加者の総数は236名でした。

【②埼玉】埼玉シンポの「報告」

田中 浩介

弁護士(埼玉)

埼玉の令和3年度過労死等防止対策推進シンポジウムは、同年11月19日、ソニックシティビル市民ホール(さいたま市大宮区)において開催された。

開会挨拶に続き、埼玉労働局労働基準監督課長より、令和3年度版「過労死等防止対策白書」の内容を踏まえた現状報告があった。

基調講演は、津野香奈美(神奈川県立保健福祉大学大学院准教授)による「パワハラ科学…パワハラはなぜ起こるのか、どう対策を進めればよいのか」であり、ハラスメントの実態と健康影響、パワハラ雇用管理上の措置とパワハラ対策の進め方、科学的根拠をもとに進めるパワハラ対策、それぞ

らの健康影響(メンタルヘルスに限らず、また、周囲にも影響する)やスピルオーバー効果、ハラスメントの予防にも段階があること(未然予防、早期発見・介入、再発予防)等についての詳しい説明は、仕事では個別事件の対応に追われる弁護士にとっても、パワハラについて、基礎から、また、予防的観点から見直すためにも非常に参考になるものであった。

事例発表は、株式会社キットセイコー(埼玉県羽生市)代表者田邊弘栄氏による、会社としての取り組みの報告であった。ねらいは、社員の共通認識の醸成、社員の成長、社員が働きやすい職場作りであり、それぞれについて具体的施策の紹介があった。従業員が実際に働き過ぎになりそうな時に対応するのではなく(もちろん、それも重要であるが)、そもそも働き過ぎにならないような業務体制・勤務環境が整備されていることが重要であると改めて感じた。

過労死を考える家族の会の体験談は、NHKの記者であった娘を31歳で過労により亡くした遺族(母)によるものであった。亡くなったのは8年前であるが、いまだに胸がえぐられる思いであるということが、残された家族の痛切な心情を表していた。また、

若い人たちに「生身の体は壊れることを知ってもらいたい」との訴えがあったが、これこそが、過労死というものの実態ではないかと考えさせられるものであった。埼玉会場のシンポジウムは、その日の夜のNHKニュースで報道されたが、中心として取り上げられたのは、この部分であった。

最後に、金子直樹埼玉弁護士会副会長による閉会挨拶があり、終了した。密にならない広い会場を準備し、100人以上の参加があった。

このような講演で学び、会社の取り組みを知り、遺族の体験談を聴けば、過労死等を防止しなければならないという思いを強くするであろう。このようなシンポジウムはたいへん重要であるが、実際に参加できる人は(全体からみれば)限られる。シンポジウムが開催された11月は「過労死等防止啓発月間」であり、全国各所で開催されているシンポジウム等から、さらに多くの人に広めていくことの重要性を再認識した。

【③山梨】過労死等防

止対策推進シンポジ

ウム山梨の報告

佐藤 均

働くもののいのちと健康を守る

山梨県センター 理事長

2021年11月25日に、甲府市内において、山梨の過労死等対策推進シンポジウムを開催し、69名が参加されました。

基調講演は、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏にご講演いただきました。「パワハラ・過労死問題をめぐる実態と防止法の現状と課題」と題し、自らが体験された辛い苦悩の経過と人生をかけた闘いについて切々と語られ、命の尊さと大切さを訴えられました。また、過労死等をなくすための共闘による活動の重要性も訴えられました。

参加者からは、「遺族とそれを支える一部の運動にはいけない。実態を表面化し、社会全体の問題にしていかなければならない」などの感想もいただきました。

続いて、2つの職場の現状の報告・訴えがありました。

1つ目は、長田克仁氏による「教職員の働き方について」と題する報告・訴えでした。依然として改善されない長時間勤務の実態が個人責任とされているほか、約80%以上もの教師に

日常的な「持ち帰り仕事」があり、家庭を持つ女性教師においては顕著にみられるなど、労働実態が把握されておらず、時間管理や健康管理が「ずさん」な現状にあることが報告されました。そして、「教師が健康で生徒に向き合っ

てこそ教育が成り立つ」との訴えがありました。

2つ目は、三森幹夫氏による「医療に働く職場から切実な訴え」と題する報告・訴えでした。保健所を含む日本の公衆衛生と医療・介護・福祉の脆弱な実態が、新型コロナ感染拡大の下で一層明らかになったことが報告されました。極端に少ない配置人員が生む長時間過密労働について、医師や医療・介護等の従事者が悲痛な声を上げ続けているものの、今なお改善されない状況に置かれているとの訴えがありました。また、平時すら人員が不足しているこれらの現場では、コロナ禍において一層の苦難を強いられている実態があり、この状況は年々酷くなっているとの報告がありました。そして、「医療・介護等従事者をはじめ、全ての国民・労働者の健康と命が大切にされる早急

な抜本的対策を国に強く望みたい」との訴えがありました。

以上のご講演や報告に共通する重要な点を参加者から伺うことができ、「健康や命、家族との生活を代償にする仕事はない」ということと、『命や

健康が大切にされる社会』を創り上げなければならないことを改めて学んだ」との貴重な意見も頂きました。

このことから、シンポジウムが少しづつ「いのちと健康を守る」という意識を広げている実感を得ました。

【④岐阜】「命より大切な仕事はない!」〜2021

年過労死等防止対策推進シンポジウム・岐阜〜

坂 至正

岐阜過労死をなくす会 理事

2021年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、11月29日(月)に、

長良川国際会議場で開催されました。130名程の参加者で盛況でした。

過労死遺族の発言は高橋幸美さん(6年前の電通過労死事件で亡くなった高橋まつりさんの母)でした。シンポジ

ウム前日の11月28日はまつりさんの30歳の誕生日で、まつりさんのワンピースを着て話していただきました。入社して9か月後のクリスマスの夜に自死

したまつりさんの辛さ・悔しさと母として止められなかった後悔がメールや携帯でのやり取りで痛切に伝わりました。

「過労死のない健康で生き活きと働ける国になることを願う! 命より大切

な仕事はない!」

高橋さんのような痛恨の思いを抱かせることのないよう、多方面からの活動が求められていると痛感しました。

シンポジウム冒頭で、岐阜労働局雇用環境・均等室労働紛争調査官の方から、『パワーハラスメントの防止対策について』の報告と、2021年7月に行われた『脳・心臓疾患の労災認定基準の改定』についての報告がありました。

基調講演の講師は三木啓子氏(産業コンサルタント)で、『過労死防止はハラスメント対策から』という演題で1時間講演いただきました。「ハラスメントは人権侵害で個人間のトラブルではなく、職場環境の問題だ」、ハラ

スメントへの危機感を持つことが重要で、長時間労働とパワーハラはコインの裏表である。間接被害・セカンドハラ・スメント（二次被害）という観点も考える必要がある。安全配慮義務には危険予知と結果回避の二つがあり、「ケチナノミヤ」というストレスサインを見逃さないことが重要であると再確認することができた（頭文字は欠勤・遅刻・泣き言・能力低下・ミスの多発・辞めたい）。三木さんの相談活動経験から、労基署・労働組合・人権擁護委員会全てに訴えても解決できない事例も多いということだ。

さて、岐阜での特徴である企業の事例報告は「CQオーム(株)」「アマチュア無線機等小売・卸・岐阜市」の小島草太社長に、「1日7時間労働と命令禁止会社を目指して」というタイトルでお話いただいた。7時間労働残業なしで、その余暇時間を使い人間的経験を積み、命令でなく説得し、自分で考え責任を持つ。小島社長は岐阜県中小企業家同友会で学び、未来工業(株)の故山田社長の影響も大きく、社員を大切にするというのが基本姿勢である。この基本姿勢はここ数年の企業報告に共通しており、このような会社が増えることを期待したい。今回のシンポジウムでは行政・企業・労働組合全てにとって示唆に富むものだった。

【⑤鳥取】鳥取会場の「報告」

高橋 真一

山陰過労死等を考える家族の会

副代表・弁護士

鳥取会場は、2021年11月18日、

鳥取市で開催された。

私は、毎年、鳥取会場の担当者として、プロセスワークや地元の労働局と事前の打ち合わせを行っているが、この鳥取会場でのシンポジウムにおいて、会場の経営者や労働担当者に多く参加してもらい、過労死の危険性を知ってもらい、長時間労働の防止等の過労死防止対策をするうえで有益な情報を提供する場にしたという思いを強く持っている。

まず、基調講演としてとして、産業医の原島浩一先生に、「産業医としてできること、やってきたこと」長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に」と題して講演いただいた。原島先生は、産業医が、会社から独立し、かつ、会社と対応な立場で関与することの重要性を強調されていた。また、講演では、原島先生より、これまでに実践されてきた過重労働の対策や取り組み事例が多数紹介され、過重労働の対策として、可能な限り、会社組

織のラインの上位まで情報を共有し、会社全体で取り組むことが成功のポイントであるとの指摘があった。

次に、鳥取県内の社会保険労務士から、独立行政法人労働者健康安全機構・厚生労働省作成の冊子「これから始める職場環境改善」のポイント解説と活用方法について講演があった。会社の労務管理者向けの、有益な情報提供の場となった。

最後に、大阪の岩城稜弁護士と私が取り組んだ、山陰過労死等を考える家族の会代表でもある高木栄子さんの長男の過労自死事件において、行政裁判で完全勝訴判決を勝ち取ったことについて、私と高木さんで事例報告を行った。自死から約14年、松江地方裁判所への提訴から約4年という、完全勝訴までの長く困難な道のりと、完全勝訴の確定を受けての、遺族の心情などを丁寧に報告した。最後に、高木さんが、「とてもとても長い戦いでしたが、諦めず戦って本当によかったです。これも沢山の支援者の皆様に支えていただいたおかげです。支援者の皆様と一緒に勝ち取った勝訴です。そして、長男の尊厳を、親として、母として守る事が出来ました。ありがとうございました。」という言葉で締めくくった。

【⑥岡山】過労死等防止対策推進シンポ・

岡山—50人超が参加

—職場のパワーハラスメント対策、遺族の訴え

藤田 弘起

働くもののいのちと健康を守る

岡山県センター

11月25日、岡山国際交流センターで厚生労働省主催の過労死等防止対策シンポジウム岡山会場が開かれ、50人超が参加しました。

シンポでは、自死遺族支援弁護団事務局長の生越照幸弁護士が「職場のパワーハラスメントについて」と題して講演されました。生越弁護士は、森友学園問題で自死した岡山県出身の財務省職員赤木俊夫さんの遺族の代理人をされ、公務災害認定に関する文書の開示請求などを行っています。質問に答えて「ほとんど黒塗りだったところはなくなりましたが、問題となっている『改ざん』の記載はなかった」と話されま



講演する生越弁護士

した。生越弁護士は、次の点に言及されました。職場のパワーハラスメントで休職・自死などが大きな問題となっている。国は法で、使用者に防止策を講ずることを義務付けたが、十分でない点がある。長時間労働が過労死や過労自死、傷病の発生原因となっているが、その規制が十分でない。過労自死(うつ)の防止を経営の問題として取り組むと共に、過労自死(うつ)が発生した場合、その原因解明とフィードバックすること、産業医機能を強化すること、問題把握のシステムとそのチェックを行うことが求められる。

◆24歳青年の徹夜勤務後の過労事故死責任認定―母親の切なる思い

続いて、東京・神奈川過労死家族の会の渡辺淳子さんが、息子の過労事故死についての報告をしました。

観葉植物などの飾り付け・納入などを行う神奈川県に就職した24歳の青年が、22時間の徹夜勤務後の帰宅



報告をする渡辺さん

途上でバイクの単独事故死をしました。シングルマザーの母親はこの事故が過労によるものではないかと専門家に相談し、裁判所に提訴しました。顧客店舗の観葉植物・装飾品の設置作業は営業時間外の深夜・早朝に行われていました。事故1か月前の残業時間は127時間を超え、裁判で会社責任を認める和解が成立しました。その後、会社に対して、勤務時間に11時間のインターバルを確保することを就業規則に明記するよう申し入れたり、厚労省に対して過労運転事故対策を求める申し入れを行うなどされています。

【⑦広島】広島シンポの「報告

松岡 幸輝

弁護士(広島)

2021年11月2日、広島

YMCA国際文化センターにて過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。広島でこのようなシンポが開催されるのは、自主開催シンポを含めて8回目となります。今年のシンポは新型コロナウイルスの感染状況次第ではリモートになる可能性もあった

のですが、比較的落ち着いた時期であったため、有観客での開催となりました。最近ではリモートでのイベントも増えており、私自身もリモートでイベントに参加することが増えました。リモートでのイベントは気軽に参加でき、しかも、日本全国(場合によっては全世界!)のイベントにも自宅から参加できてしまうというのがよいところです。しかし、今回会場でのシンポを久しぶりに経験して、やはり会場でしか味わえない臨場感や感銘力のようなものを感じ、会場型シンポの重要性も感じるようになりました。

今回の広島シンポジウムでは、基調講演として大室産業医事務所代表の

大室正志先生に「産業医から見る過労自殺企業の裏側」というタイトルで講演頂きました。私は労働者側の代理人として労働事件を扱うことが多く、産業医といえば概ね相手方の意見書作成者・証人であり、そのご意見の信用性について反証しなければならぬこともあります(別に敵であると考えているわけではないのですが)。ですの

で、普段は、素直な気持ちで話を聞

にくい産業医の先生から、職場にお

ける過労死の実態についてお話し頂

けるというのは貴重な経験でした。

そのような大室先生の講演の中で、

特に印象に残ったのは、近年、企業側

から見ても労働者の労働環境が見えに

くくなっているというお話でした。コ

ロナ禍によるリモートワークもその一

助となっているのかもしれませんが、

大室先生によれば、ファーストフード

のワンオペなどは客観的に可視化でき

るからといって、PC等デジタルデバ

イスに頼った仕事では他者から業務量

が見えないため業務過多になりやすい

ということでした。しかも、新設のデ

ジタル部署などでは、上司に経験がな

く上司も業務負担が見えない・・・

といった状況に陥る企業が増えている

ようです。大室先生は、そのような状

には、職場の「言語化」が必要であると述べられます。顔を合わせず業務ができてしまう現代だからこそ、「あ・うん」の呼吸ではなく、業務内容や負荷の程度をしっかりと言葉で確認して、悲劇が起きないようにすることが重要だということです。一人でなんでもできてしまう便利な時代であるからこそ「言葉」による職場のつながりが必要となるのは先生の提案は多くの職場にとって参考になる話であると感じました。

基調講演に続いて、東京過労死を考える家族の会の佐戸恵美子さんにご自身の体験を話して頂きました。佐戸さんは今から8年前、突然娘の未和さんを失いました。当時未和さんは31歳、NHKで報道記者をされていました。亡くなる直前、未和さんは選挙報道に駆り出され、選挙期間中、昼も夜もないような生活を続けられていたとのこと、その後、心不全で亡くなられたそうです。「過労死は誰の身に起こってもおかしくない。命は何より大事にして欲しい。」と大切な娘を突然失った佐戸さんの叫びにも似た講演は聴衆の心に響くものがあり、涙ぐむ人もいました。最初にも書きましたが、この臨場感、感銘力が会場型シンポの意義だと思います。なお、未和さ

んの勤務先であったNHKが広島の新スースの中で本シンポについて報道し、佐戸さんの訴えを映像で流していました。非常に意義深いことだと感じました。

コロナ禍ということもあり、従前のように企画会議を行うことが難しくなっていますが、これからも色々な方々の協力を受けながら続けていきたいと考えています。みなさま、引き続き広島シンポをよろしくおねがいします。

【⑧山口】過労死等防

止対策推進シンポジ

ウムの報告

鈴木 朋絵

弁護士（山口県）

2021年11月24日、山口県教育会館ホールで過労死等防止対策推進シンポジウムを開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大の様子を見ながら、リアルで開催できるのか、WEBで繋いでスクリーンに大写ししなければならぬのか、悩み悩み準備をしました。WEB開催は選択肢にはありませんでしたが、しかし、単なるWEB開催は視聴数も伸びないよう、あくまでリアル開催を前提に準備を進めました。公共施設は感染拡大で貸し出しができなくなることがあるので、賭けのような気持ちで準備会を重ねました。

テーマについては、企業の人事や総務担当者、管理職候補者をターゲットに、日常業務の中での過労死等防止のための取り組みを考えるために、メンタルヘルス対策全体としました。

基調講演については、高田晃教授（宇部フロンティア大学心理学部学部長）

にお願いをし、「心の健康と過労死等予防」職場環境に求められるもの」と題してお話をいただきました。パワハラをどのように防止するのか、困っている従業員が相談をもちかけてくる前から声かけをしていくために何が重要かなど、明日の職場に持ち帰っていただける具体的なお話をしていただきました。アンケートでは「コーピング理論に基づく根拠に基づく具体的な指導が必要だとよくわかりました」「職場にフィードバックできる内容が多かった」「過労死をなくすための改善に最も重要なのは、職場環境の改善であるが、これを実現するのが非常に難しいと感じているため、参考になりました」などの感想もあり、好評でした。

また、山口産業保健総合支援センターからメンタルヘルス対策の支援内容を紹介いただきました。

過労死遺族の声は、東京過労死を考える家族の会から中原のり子さんがおいでくださいました。中原さんからは、ご自身のお話にとどまらず、過労自殺した被災者の事例を多く紹介していただきました。20分は少なく、45分にするべきであったと大変後悔しましたし、アンケートでも「中原さんにもっと時間を」という声があがっていました。参加者は61名でした。

この原稿を執筆している時点で、一気に県内に感染が拡大しており、2ヶ月前で良かったと心からほっとしています。感染拡大に備えて、遠方からのゲストを一人までと抑えている関係で、企画の選択肢が少なくなっていることが来年にも続く悩みどころです。

【⑨長崎】「過労死啓発シンポジウム」の報告について

小嶺 弘之

長崎労働者の健康問題懇談会 事務局長
2021年度の過労死等防止対策推進シンポジウムは、11月26日にNBC別館1F メディア・ワンで開催されました。

開会挨拶として、長崎労働局の村木幸広労働基準部長から、昨年の労災申請件数が全国で2135件であり、その内長崎県は17件の請求があったとの報告がありました。また「過重労働解消キャンペーン」では、長時間労働等が疑われる企業に対し労働時間の適正な管理監督指導を行い、「誰もが働きやすい社会を作ってまいりたい」と

主催者を代表しての挨拶がありました。

基調講演として、「過労死はなぜ起こるのか」弁護士の視点から」と題し、六本松総合法律事務所の井下顕弁護士にご講演をいただきました。

最初に、「精神障害による労災事案」として、精神障害による労災申請件数が令和元年以降毎年2000件超の高止まり（うち労災認定は約4分の1）となっているとの指摘があったほか、精神障害による労災請求の取消訴訟については、近年の全国130件の取消訴訟の内、労働者が勝訴したのは1件で、ハードルが高くなっているとの報告がありました。

次に、「会社、事業主が留意すべき点」として、①会社のトップの明確なメッセージ（社員の命と健康が大事）、



講演する井上弁護士

②労務管理体制の構築と日常的なケアとサポート、③利益（利潤）第一主義の弊害に陥らないなどのご指摘がありました。

まとめとして、過労死・過労自死・過労うつ等をなくしていくためには、

①外部規制（時間外労働の上限規制、インターバル規制）、②内部規制（個別企業の取り組み、安全衛生委員会の機能化、労働組合の取り組み）、③社会的セーフティネット（会社を辞めても大丈夫、安心して会社を休める公的制度）の充実、④1日8時間働けば、生活していける賃金制度の確立（最低賃金で月170時間働いても生活保護水準に満たないのが現実）が必要だと述べられました。

体験談発表として、「命より大切な仕事はありません」と題し、福岡過労死を考える家族の会代表の安徳晴美氏にお話をいただきました。

教師であった夫が倒れた日、夫は大学入試センター試験に臨む生徒たちの激励のために早朝に自宅を出て、午後には保護者説明会に出席し、翌日のバレーの試合に備えて宿泊するホテルに向かいましたが、ホテル到着後の打ち合わせの最中に意識を失い、倒れたとのことでした。

その後、すぐに災害認定の申請をし

たものの不支給認定となり、福岡県支部へ処分取り消しを求めたところ、公務災害と認められました。しかし、夫は、倒れてから15年間一度も意識を回復することがなく、56歳で亡くなったそうです。

夫は「日ごろ鍛えているから大丈夫」「やりがいがあるから少し無理してもやれる」と言っていたそうです。しかし、人間は限界以上に働くと命を落とします。「過労死は努力すれば防ぐことができるのではないか」と話されていたそうです。

遺族からのメッセージとして、「命より大事な仕事はない」「世の中の意識を働かすきをよしとしないことに変えることが大切」と締めくくられました。

2021年度過労死等防止対策推進シンポジウム 最終結果

都道府県	2021年度 参加人数	2020年度 参加人数	前年度か らの増減	開催日	開催時間	会場名
北海道	119	91	28	11月1日(月)	13:30~16:00	ホテルポルスター札幌
青森	77	82	-5	11月24日(水)	18:00~20:00	ハートピアローフク
岩手	60	61	-1	11月22日(月)	13:30~16:00	岩手教育会館
宮城	64	73	-9	11月15日(月)	13:30~15:30	エル・パーク仙台
秋田	42	39	3	11月29日(月)	13:30~15:30	秋田市にぎわい交流館AU
山形	54	80	-26	12月3日(金)	13:30~15:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング
福島	52	49	3	11月26日(金)	13:30~15:30	キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)
茨城	83	46	37	11月18日(木)	13:30~15:30	つくば国際会議場
栃木	69	75	-6	11月15日(月)	14:00~16:10	栃木県教育会館
群馬	61	66	-5	11月11日(木)	13:30~15:30	ピエント高崎
埼玉	118	90	28	11月19日(金)	14:00~16:30	ソニックシティビル棟 市民ホール
千葉	79	60	19	11月5日(金)	14:00~16:30	千葉市生涯学習センター
東京中央	236	245	-9	11月10日(水)	14:00~17:15	イイノホール
東京立川	64	62	2	11月9日(火)	17:30~19:40	ホテルエミシア東京立川
神奈川	103	85	18	11月1日(月)	13:30~16:15	日石横浜ホール
新潟	107	55	52	12月2日(木)	14:00~16:45	朱鷺メッセ
富山	81	67	14	11月24日(水)	13:30~16:05	ボルファートとやま
石川	60	77	-17	10月28日(木)	13:30~16:00	金沢商工会議所
福井	62	52	10	10月27日(水)	13:30~16:00	福井県国際交流会館
山梨	68	70	-2	11月25日(木)	18:30~20:30	ベルクラシック甲府
長野	60	50	10	11月9日(火)	13:30~15:30	JA長野県ビル
岐阜	141	104	37	11月29日(月)	13:30~16:30	長良川国際会議場
静岡	84	91	-7	11月4日(木)	13:30~15:30	静岡市民文化会館
愛知	179	90	89	11月8日(月)	13:30~16:00	名古屋市中小企業振興会館 吹上ホール
三重	77	71	6	11月30日(火)	13:30~16:00	サンピア伊賀
滋賀	55	52	3	10月25日(月)	13:30~16:00	滋賀県立びわ湖ホール
京都	43	85	-42	11月20日(土)	13:30~16:20	池坊短期大学
大阪	186	140	46	11月15日(月)	14:00~16:30	コングレコンベンションセンター
兵庫	149	83	66	11月19日(金)	13:00~15:30	神戸市産業振興センター
奈良	96	61	35	11月16日(火)	13:30~15:40	奈良県文化会館
和歌山	96	74	22	12月2日(木)	13:30~16:00	和歌山ビッグ愛
鳥取	48	64	-16	11月18日(木)	13:30~15:30	とりぎん文化会館
島根	171	140	31	11月19日(金)	13:30~15:30	安来市総合文化ホール アルテピア
岡山	61	76	-15	11月25日(木)	14:00~16:00	岡山国際交流センター
広島	102	77	25	11月2日(火)	14:00~16:00	広島YMCA国際文化センター
山口	90	96	-6	11月24日(水)	13:30~16:00	山口県教育会館
徳島	199	118	81	11月18日(木)	13:00~15:10	徳島大学
香川	90	86	4	11月1日(月)	14:00~16:00	香川国際会議場
愛媛	154	54	100	11月18日(木)	12:40~14:10	愛媛大学
高知	58	53	5	11月22日(月)	13:30~16:00	ちよテラホール
福岡	112	69	43	11月5日(金)	15:00~17:00	オリエンタルホテル福岡
佐賀	76	37	39	11月29日(月)	18:30~20:30	佐賀県教育会館
長崎	57	56	1	11月26日(金)	18:30~20:30	NBCソシア
熊本	79	52	27	11月30日(火)	13:30~16:20	熊本テルサ
大分	111	120	-9	11月1日(月)	14:00~16:00	全労済ソレイユ
宮崎	67	76	-9	11月2日(火)	18:00~20:00	宮日会館
鹿児島	51	66	-15	12月3日(金)	13:30~15:30	TKPガーデンシティ鹿児島中央
沖縄	72	35	37	12月8日(水)	15:00~17:05	那覇市ぶんかテンブス館
	4423	3701	722			

◆特集2 2021年度 各地の過労死防止啓発授業

過労死防止啓発授業は、2021年度ではや6年目となりました。

2021年度は、年度末の2022年3月末までに202コマが行われる予定です。学校種別のコマ数は、中学3、中学高校6、高校43、専門学校24、短大118、大学1、大学院6、となっています。

前年2020年度は、コロナ禍の影響で161回（内訳は中学校21、高校69、専門学校23、短大1、大学47）で、2021年度はこれよりも増加していますが、中学・高校・大学が減少し、短大が大きく増加したことが注目されます。

本号では、2021年度に啓発授業を担当した6人の方（遺族3人、弁護士3人、その他1人）からの報告を掲載します。

【①山梨】山梨での「啓発授業」を実施して

深澤 佳人

過労死問題を考える山梨家族の会 事務局
山梨では、2020年度は2回、2021年度は既に1回をいずれも高校で開催しました。本年度内にもう一校を予定しています。

2020年度は東京家族会の特定社労士飯塚盛康先生をお招きして、県立高校2校3クラスの授業を、続いて2021年度は山梨家族会の、やはり特定社労士の富永弘徳先生に私立高校（通信制）1クラス（3コマ）の授業をお願いしました。

共通する内容としては、労働者としての権利を中心に、就労先の選び方、雇用されてからのこと、またこの内容をぜひ家族の人にも伝えて欲しいことなどです。



飯塚先生の授業の様子

飯塚先生には、身近なアルバイトの話から労災に遭われてしまった人の状況、「ブラック」と言われた会社の実態、予防や対策などを話していただきました。アルバイトでも就労条件を画面で示すことが普通であり、それを求めにくければ、募集要項や案内で示された書類を保存したり、最初の説明をスマホ機能で録音したりしておくこともよい、仕事上で失敗しても弁償の必要がないことなど、具体的な例をあげて説明してくださいました。

富永先生からは、ご自身が労災に遭われたことを踏まえ、社労士になられた経緯、「生きざま」「あるべき姿」、そして家族への「感謝」を物静かに語っていただきました。ご自身が労災になり、病氣から回復するも、いわゆる「ひきこもり」のような状態になってしまった経験、そんな中、本屋で『社労士をめざす』に出会い、勉強強し、「労災に遭った人を助きたい」を一念に進めたこと、収入のなかった数年を妻に支えてもらった感謝など、赤裸々に話していただきました。

両先生とも、生徒さんのみならず居合わせた先生方にも深い感銘を与えました。保護者の参観もよいのでないかとも思われました。

深澤は、事前に高校と入念に打ち合



富永先生の授業の様子

わせを行いました。講師の紹介を兼ねて、山梨家族会のことや「過労死防止シンポジウム」の紹介をさせていただきました。6月には運営会社の協力を得て、県内、全ての中学・高等学校、専門学校や大学に、この「過労死防止対策啓発授業」を案内いたしました。まずは、この催しを広く知ってもらえるよう頑張りたいと思います。

【②東京】過労死防止

啓発授業を実践して

白神 優理子

弁護士（東京）

1. とても嬉しかった言葉

「労働組合って、宗教みたいなものだと思っていただけ、自分たちの命を守りあう場所だったんだということ初めて知った。就職したら自分も入ろうと思うようになった。」

啓発授業を受けた学生からの、とても嬉しい感想の言葉でした。

私は、大学や高校で20回近くの啓発授業を行ってきました。必ず遺族の方と一緒に授業を行い、前半で遺族の方から「過労死の実態」をお話いただき、後半を私が担当して「人間らしく働くために」と題して労働者の権利をお伝えしています。

2. 遺族の言葉に涙を流す学生たち

前半の遺族の方のお話を、学生たちは食い入るように聞きます。涙を流して聞く学生も少なくありません。

「命が奪われた」という重い事実を、「目の前にある現実のこと」として学生たちは一生懸命受け止めようとしています。感想文を読んでいると、自身の母親・父親・きょうだい・友人な

ど、過重労働をしている身近な人に重ねたという方、自分自身が働いたらこういったことに直面するのではないかというものを具体的に想像して聞いたという方がたくさんいます。

家族の命を奪われた遺族が、この問題を真剣に語る姿を目の前ですることで、学生たちは過労死問題を「テレビの中の誰かのこと」ではなく、「自分のこと」として捉えたのだということを実感しました。

3. クイズ形式での授業

私はクイズ形式で授業をします。まずは「労働基準法」って誰がまもるもの？と聞きます。多くの学生が「会社と働く人の両方」だと答えるので、「いえ、会社だけなんだよ。働く皆さんの命・権利を守るために会社を縛っている。みなさんの味方の法律なんだよ。」と伝えます。

次は必ず憲法のクイズを出します。労働法の大本に憲法があること。「じゃあ憲法は誰が守る義務を負っている？」と聞くと、「国民」に手を挙げる学生が圧倒的。「違います。憲法もまた、みなさんを守るために権力の手足を縛ったもの。みなさんの味方の法律なんだよ。」と強調します。

その後は、アルバイトにも労働法の保護があること、残業代はいりません

と約束してしまっていたとしても請求できること（強行法規性）、タイムカードの端数切捨ては許されないこと、待機時間も労働時間であること、退職するのは権利だということなどなど、クイズ形式で権利を伝えます。

クイズを楽しみながら回答を聞いて驚く学生たちがたくさんいます。

授業の手ごたえを感じるとともに、生きるために必須の「権利」について、若い学生たちが知らされていない現状に疑問を感じます。

質問タイムも設けられた授業のときには、本当にたくさんの質問が学生から寄せられます。もともと授業の時間が欲しいと思います。

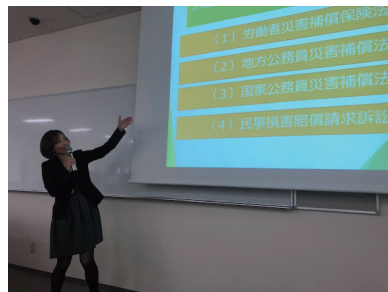
4. 必ず最後に語ること

私は必ず最後に、労働法に記されている権利も、憲法の権利も、上から突然ふってきたのではなく、たくさんの方が声をあげて勝ち取ってきたものだということを伝えます。「この授業だって、遺族のみなさん、支援者、弁護士たちが55万筆の署名を集めて過労死防止法をつくって実施できたことになったんだよ。だから、おかしいと思ったことには一緒に声をあげていこう。」と強調します。

ある学生の感想文には、「自分のようになっばけな人間が何を言ったって

なにも変わらないと思っていた。でも今日の授業で、少しは変えられるのかもしれない。と、少し信じる事ができるようになりました。」と書かれていました。

私にとって宝物の感想です。



授業の様子

【③東京】過労死防止

啓発授業についての

報告

渡辺 淳子

東京過労死等を考える家族の会

コロナ禍により啓発授業の変更や中止が相次ぐ中、2021年後半からは参加者を減らして複数回に分散したり、広い会場で人数制限するなどの対策が定着しています。発言者からも動画を活用したパワーポイントを作成し、急遽行けなくなることを想定して準備しました。私の場合、動画の出番はなく対面で授業が行われています。

私が招かれる先は、主に高校や専門学校が多く、対象が10代の人達が大多数です。この世代では見慣れた動画より、対面での授業の方が真剣に聴いてもらえると感じています。私の息子の過労死はメディアに取り上げられる「過労死」とは少し違い、帰宅途中の過労事故死で、入社して半年の事故であり、20代前半の死でした。いかなる結果でも、過労により命を落とすことがあるという体験談が、彼らにとって身近に感じるようです。自分にはあり得ない過労死から「自分ごと」に素直

に変換する様子が見てとれます。ほとんどの授業が昼食後の眠いはずの時間帯ですが、真剣に考え、終了後のアンケートではしっかりと心に刻まれたことを実感しています。

翌年度には就職が決まっている生徒たちで、日頃からアルバイトの経験もある人が多く、おのずと困った体験もあり、弁護士先生の授業で労働法や対処方法を学びますが、なかなか行動に移すのは難しいようです。相談機関を知ることや、家族や友人、学校の先生に話して協力を得ることが解決につながり、本人の自信にもなると思っています。

また、自分たちが努力して取得した能力を活かして働いて行くことが彼らの夢ですが、就職後の働き方や雇用形態は様々です。

若い人達に、不幸にも命を落とした息子の話を、教訓として話すのは遺族としても残念です。聴く側も萎縮してしまいます。まず、息子も夢いっぱい世の中に羽ばたいたことを話します。社会問題になっている長時間労働にばかりスポットを当ててのではなく、休息が重要であることに重点をおいて伝えています。夢中で仕事をするあまり長時間労働になることを全面的に否定することは、理解しがたく受け

入れにくいようです。人間は24時間の内、最低でも11時間以上の休息をとらないと、ベストパフォーマンスを発揮できないことや、睡眠の重要性を話します。そういう考え方・知識が「命を大切に社会を創る」ことに繋がるはずで、皆さんに託すような語り口を心がけています。

これからの働き方は変化していき、多様性が求められ、生涯働き続けるとも言われています。若い時から休息の必要性を意識して、どんな働き方でも十分な睡眠を取り、体を休める時間、家族と過ごす時間、友人と楽しむ時間などを大切にして、効率的で質の良い仕事をする事で、人生を楽しんで頂きたいと、私と息子からの願いを込めて啓発授業を行っています。

【④北海道】啓発授業

の講師を経験して

杉本 千春

北海道過労死等を考える家族の会

私の娘は札幌市立大学の看護学部を卒業し、2012年4月に、KKR札幌医療センターの呼吸器科病棟に新卒看護師として入職致しました。しかし、8カ月勤務後に過労自死をしてしまいました。享年23歳です。人の役に立ちたいと中学生の頃から医療従事者を希望しておりました。明るく元気で優しい娘でした。KKR札幌医療センターを就職先として選んだ理由について、国家公務員共済組合連合会という公的病院であり、福利厚生や雇用条件が良いと判断したと言っていました。でも入職してみると、初勤務から1週間を過ぎてから残業が始まり、新人でありながら、たった3か月で夜勤が始まり、6月の残業は91時間となっていました。それでも時間外手当は入職から亡くなるまで一度も支払われませんでした。毎日の仕事終わりの振り返りでの先輩の言葉は、パワハラとも言える様な叱責に近いコメントでした。新人に対してどの様な教育がなされていたか、未だにはっきりとした答

えはもらっていません。

労災申請は5年10カ月かかり自庁取消という結果で認定となりました。国家公務員共済組合連合会に対しての民事訴訟でも苦勞している状況です。

この様な事実をこれから社会に出ていく生徒学生の皆さんに伝えたいと思い、啓発授業の中でお話しさせて頂いております。これまで、最も就職に近い北海学園大学の学生の皆さんや、定時制の江別高校の生徒さん、進学校である岩見沢東高校、札幌市から車で2時間半の鹿追高校の生徒の皆さんに、お話を聴いてもらっています。自分の事のように感じて涙を流される生徒さんや、岩見沢東高校の生徒さんは、授業終わりに駆けつけて「いろいろな報道を見てきて、声を発する事で社会は変わると思います。応援しています。頑張ってください」と握手をしてくれました。お話しさせて頂いた私が感動を頂いた結果となりました。生徒の皆さんが出ていく社会は、決して苦しい事ばかりでは無いが、辛くなったり苦しくなったら、必ず相談して欲しい。働く場所はたくさんあります。娘の様に求人票だけで決めないで、自分の五感で働く場所を決めて欲しい。徹底的に調査して欲しいと話します。自ら命を絶つような事は決してしないで欲しい



授業の様子

と。もしも体や心の状態がおかしいと感じたら、すぐに受診をして欲しいとも。そして、残された家族の気持ちをありのまま訴えてきました。私のつたない話を真剣な表情で聞き入ってくれた様子に、勇気を頂いております。

【⑤大阪】啓発授業報告

告のご報告…大阪府

立阿倍野高等学校

上出 恭子

弁護士(大阪)

大阪過労死を考える家族の会の田村和男さんとともに、大阪府立阿倍野高等学校3年生の社会科の授業の1コマを利用して、2クラス、それぞれ30名程の生徒さんに向けて啓発授業を担当させて頂きました。

私自身が生まれも育ちも阿倍野区で、通称「あべこう」は自宅から自転車5分程の近距離にある高校でしたが、きちんと訪れるのは今回が初めてでした。

1コマ50分という限られた時間でしたので、本当にざっとの話となっていました。皆さん、熱心に聞いていただきました。田村さんとは、田村さんが公務災害の訴訟を闘っておられた頃から、お話をさせていただくことがあったものの、今回のように、きちんと事件のことや亡くなられた中学校の教師をされていた奥様のことを聞きするのは初めてでした。改めて、荒れた中学で、誠実に、そして生徒のこ

とを考えて懸命にお仕事をなさっていたこと、周囲の理解や支援がないことでさらに心理的負担が高まったことが痛感されました。啓発授業をなさるときは、奥様のお写真と花瓶・お花を持参されているということで、奥様の柔和な笑顔が印象に残りました。

授業の担当をされた先生ご自身が、元々民間でお仕事をされていた経験がおりだということもあり、教師というお仕事も含め仕事をする中で過重労働を強いられることがあるというコメントをいただき、生徒さんにとっても「過労死問題」を少しは身近に感じてもらえたのではないかと思います。聞いていただいた生徒さんの頭の片隅でも、今回の授業の内容を残しても残らなかったらと思いました。

【⑥大阪】啓発授業の

講師を経験してーオ

ンラインでの啓発授

業

清水 亮宏

弁護士（大阪）

1 関西での啓発授業の実践

コロナ禍が少し落ち着き、啓発授業の依頼も増え始めてきました。幸いにも、2021年は高校・大学・専門学校等4校で啓発授業を実施させていただくことができました。2021年は、これまで一緒にさせていただく機会のなかったご遺族の方とも一緒にさせていただくことができ、大いに刺激を受けました。啓発授業の実践については、以前報告させていただきまして、今回はオンラインでの啓発授業の実施についてご報告させていただきます。

2021年12月17日、全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子さんと立命館大学の授業で啓発授業を実施させていただきました。コロナ禍であることを考慮し、キャンパス内での実施ではなく、Zoomを用いたオン

ラインでの実施となりました。

2 寺西笑子さんのお話

はじめに、寺西笑子さんから、過労死遺族としての体験をお話しいただきました。夫の写真や裁判の弁護団の写真などをパワーポイントのスライドで写しながら、夫の過酷な長時間労働やハラスメントの実態や、裁判で闘う遺族の気持ちについてお話しいただきました。

また、過労死をなくすために取り組んだ過労死防止法の制定運動の内容、「働き方がおかしい！」と気付いた時にひとり抱え込まずに相談することの重要性、遺族としてのメッセージなどもお話しいただき、まさに盛りだくさんの内容でした。

寺西笑子さんのお話・メッセージは、社会に出る前の学生の心に刻まれたはずです。

3 労働問題を学ぼう

続いて、筆者（清水）から、過労死とは何かについて簡単に説明し、どのような企業で過労死が起きるのかをイラストを使いながら解説しました。

また、ワークルールについても解説しました。アルバイト労働者の簡単な事例問題（アルバイトが罰金を取られてしまったケースや早出残業時間の給料が支払われていないケースなど）を

出題し、法律と契約の関係、労働者を保護するための法律の内容、困った時の行動方法などについて考えてもらい、簡単な解説を行いました。

4 コロナ禍でのオンライン授業

コロナ禍をきっかけに、オンライン授業のご依頼をいただくケースが増えています。学生の顔が見えず、反応が把握しづらいことから、不安もありましたが、大きな問題もなく実施することができました。

普段の授業と比較して、対面のコミュニケーション（マイクを手渡して質問に答えてもらう、学生同士で議論してもらうなど）が取りづらいため、チャット欄を活用したり、Zoomのグループ分けの機能を使用するなど、オンライン授業を実施する上で工夫が必要であると感じました。今後も、オンラインでの授業の機会があるかと思いますが、実践を通じてより良いものにしていきたいです。

【⑦兵庫】過労死・過

労疾病防止啓発授業

という草の根運動を

とおして

中野 祥子

兵庫過労死を考える家族の会
社会保険労務士

啓発授業を2017年からさせていただき、今年で5年目となります。

夫が長時間労働による急性大動脈解離で倒れ、自力で再審査請求をして棄却をひっくり返した当事者として、労災申請から認定されるまでの「苦労」という言葉では到底言い尽くせないほどの苦しみ、辛さ、絶望の道のりから、今日にいたる心境、そして、これから社会に出られる学生の皆さんへ「自分の身は自分で守ること」、「法律は弱者の味方ではなく、知っている者の味方であること」、そのために「労働法を知ろう」、「困った時は一人で悩まず信頼できる人に相談しよう」という展開でお話をさせていただいています。

労災申請が棄却された後、私は産後の体でままならぬ状態のなか、土日に自身が学んだ大学の図書館に行き、法

【生きるのが辛くなったときに思い出してほしいこと】

チョコ食べるか?

- 空は広いー(海も広いけど。)
- 逃げたっていい(おしろ逃げる。逃避力は結構大事。)
- 身を守る法律があったてことを思い出す
- 「がんばるな糸」はゆるゆるで~~~~
- 生きてるだけでほんまエライ!



配布資料の一部

律の本を調べ倒し、審査請求、再審査請求に向けて朝の9時から閉館夜9時までひたすら資料作りに埋没する日々を1年半ほど過ごしました。

私自身、「過労死」という言葉は、夫が過重労働で倒れるまでは単なる「言葉」の1つに過ぎず、真実味にかけた絵空事でしかありませんでした。その絵空事のような言葉が現実味を帯びて夫が倒れた時に、はじめて間違いなく仕事の原因だと確信し、睡眠時間が2、3時間しか取れない状況が続くと人間は精神をきたすか体にくること

を身をもって知りました。夫は救急車で運ばれ、大学病院で20時間にも及ぶ大手術を受け、一命を取り留めました。

が、胸部大動脈は人工弁と人口血管に置換し、腹部の大動脈は今も解離したままです。一生、抗血液凝固剤を服用しなければならぬ障害者手帳1級の体となったことを授業でお話しています。労災を申請するということは補償のためだけではなく、本人、家族にとつての「名誉回復の作業」であることも学生の皆さんへ伝えていきます。授業をとおして、若手から日本の労働環境を変えていってほしい、人を大切にする経営者になってほしい、そんな思いのもと弁護士との先生と一緒に啓発授業行脚を続けています。

アンケート結果で、「中野さんの話を聞いて、家族のために働いてくれてる両親に感謝したいと思います。」というものをいただき、涙が出ました。学生さんたちの感想をいただく度に、こちらがかえってパワーをもらい、次の授業につながっていることに深く感謝しています。当事者の生の声を届けることが学生さんたちのところにいちばん響くと感じています。私は夫の労災を通して出逢えたご遺族や弁護士、社会保険労務士の先生たちとこれから共に考え、過労死がなくなるその日まで闘っていきたいと考えています。



授業の様子

＜編集後記＞

今号も、大変お忙しい中、執筆者の皆様にはたくさんの原稿をお寄せいただき、ありがとうございました。

未だコロナ禍が終息せず、社会活動が制限される状況が続いています。このような状況の中でも、全国各地でシンポジウムが開催され、過労死等の防止に向けた取組みが着実に広がっていること、全国の高校・大学等で啓発授業が実施され、遺族や専門家が、各々の立場で創意工夫を凝らしながら、学生たちにメッセージを伝えていることに今年も刺激を受けました。運動の根が広がっていることを実感します。

コロナ禍の早い終息を願いつつ、2022 年も過労死をなくすための取組みをより一層広げていきましょう。

(清水 亮宏)